

平成25年(行ケ)第59号 裁決取消等請求事件

平成25年(行ケ)第60号 裁決取消等請求事件

原告 草野利一ほか56名, 清水正悟

被告 国(処分行政庁 総務大臣)

準備書面(5)

平成27年5月15日

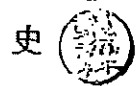
東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

被告指定代理人

中野康典



東海林岳史



酒葉



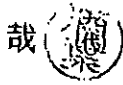
吉田一作



川口晃



野村惇哉



鎌田亮



大橋豊



鈴木亮佑



被告は、本準備書面において、原告らの平成27年2月25日付け「原告ら第4準備書面」(以下「原告ら第4準備書面」という。)及び同年3月31日付け「原告ら第5準備書面」(以下「原告ら第5準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、原告ら第4準備書面における求釈明の申立てについて意見を述べる。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 本件技術基準がVCCI技術基準を満たしていないとの主張について

1 原告らの主張

原告らは、本件技術基準がVCCI技術基準を満たしておらず、法100条1項の委任の範囲を逸脱する旨主張する(原告ら第4準備書面第2・2及び3ページ、原告ら第5準備書面3及び4・3ページ)。

2 被告の反論

しかしながら、被告の平成27年2月27日付け準備書面(4)(以下「被告準備書面(4)」という。)第2の3(6ないし8ページ)で述べたとおり、本件技術基準における非通信状態における伝導妨害波の許容値と通信状態における伝導妨害波の許容値は、いずれもVCCI技術基準を満たしているのであって、原告らの上記主張は理由がない。

第2 求釈明について

1 原告らの求釈明の内容

原告らは、本件技術基準がCENELEC(欧州電気標準化委員会)のPLT(PLCのこと)標準EN50561-1を満たさないものであって法100条1項括弧書きに基づく委任の範囲を逸脱しているなどと主張するとともに、CENELECのPLT標準EN50561-1がCISPR(国際無線障害特別委員会)標準とされるかどうかは、本件技術基準が電波法100条1項括弧

書きに基づく委任の範囲を逸脱しているかどうかの判断において、決定的に重要であるなどとして、被告に対して、日本国国内委員会における議論の結論等を明らかにするよう求めている(原告ら第4準備書面第3・3及び4ページ、原告ら第5準備書面5・3及び4ページ)。

2 釈明の要がないこと

しかしながら、そもそも、本件技術基準が欧州における電気工学分野の標準規格であるCENELECのPLT標準EN50561-1を満たさないことによつて何故に本件技術基準が法100条1項括弧書きに基づく委任の範囲を逸脱することになるのか不明といわざるを得ず、原告らの上記主張は失当である。

また、仮に、原告らの主張が、本件技術基準がパソコン等の情報技術装置から漏えいする妨害波の許容値として国際的に利用されている規格であるCISPR22と同等のものである必要があり、CENELECのPLT標準EN50561-1がCISPR標準となるか否かの議論がなされている状況にあることから、本件技術基準もCENELECのPLT標準EN50561-1を満たしている必要があるとの趣旨であるとしても、現時点においても、CENELECのPLT標準EN50561-1は、CISPR標準となっていないし、また、議論がなされているにすぎない段階において、何故に本件技術基準がCENELECのPLT標準EN50561-1を満たす必要があるのか根拠が不明であるといわざるを得ないのであるから、いずれにせよ、原告らの主張は失当であるといわざるを得ない。

そうすると、原告らの主張はそもそも失当であり、CENELECのPLT標準EN50561-1をCISPR標準にする否かに関する日本国国内委員会の議論の結論等を明らかにする必要性はないから、原告らの求釈明に応じる必要はない。

以上